

税務キャッチ・アップ

所得税関係

大工、左官、とび職等の報酬の留意点

1 はじめに

「大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得税の取扱いについて」という国税庁の法令解釈通達が昨年末に公表され、併せて同通達の留意点が質疑応答形式で情報として示された。以下、大工等の受ける報酬の取扱いについて、実務上のポイントについて検討する。

2 経緯と報酬の所得区分

大工等の受ける報酬については、事業所得になるのか給与所得となるのか、実務上判定することが難しいケースも多く、税務上も問題となることが少なくない。大工等の職種においては、「一人親方」として業務に従事している者も多く、就労形態も多様化していることから旧法令解釈通達が廃止され、新たに法令解釈通達と取扱情報が示されることになった。

事業所得とは、自己の計算において独立して行われる事業から生ずる所得であり、請負契約又はこれに準ずる契約に基づく業務の遂行ないし役務提供の対価が該当する。一方、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づく役務提供の対価は給与所得に該当する。

大工等に支払った報酬が事業所得ではなく給与所得と判定された場合には、源泉徴収義務が発生するとともに支払の対価が消費税においては不課税となり税務上の負担が生ずることとな

る。

3 所得区分の判定基準

契約等によって所得区分が明らかでないときは、次の事項を総合勘案して判定することになる。

- ① 業務遂行又は役務提供を他人が代替することが認められるかどうか。
- ② 報酬の支払者から作業時間を指定される、報酬が時間単位で計算される等時間的な拘束を受けるかどうか。
- ③ 報酬の支払者から指揮監督を受けるかどうか。
- ④ 引渡し未了の完成品が不可抗力で滅失した場合でも役務提供分の報酬を請求できるかどうか。
- ⑤ 原材料や用具等を報酬の支払者から供与されているかどうか。

消費税法基本通達1-1-1(個人事業者と給与所得者の区分)よりも補強された内容となっている。

4 形式上の契約よりも実態重視

報酬の支払は役務の提供が請負契約に基づくものであるとの納税者側の主張に対して、空間的、時間的な拘束を受けつつ継続的に業務の提供に対する対価であり、業務の実態が日給月給で雇用される労働者と変わらないとして給与所得と判定された判決(最判平20.10.10)があり、契約の形式よりも実態により判

定されることに留意されたい。

また、社会保険の加入、就業規則の適用、ボーナスの有無等の処遇の差異は、給与所得でないとの根拠とはならないとした判決(大阪高判昭57.11.18)もある。

「事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいい、これに対し、給与所得とは雇傭契約またはこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した業務の対価として使用者から受ける給付をいう」との判決(最判昭56.4.24)は、所得区分の判定に際して参考になる。

5 おわりに

税務調査の現場において、しばしば問題となってきたことが判例の多さからも窺い知れるところであり、源泉税と消費税の負担を適正化するために、業務の実態を判定基準に従ってどのように判断したのかその根拠を明らかにできるよう記録し保存しておくことが必要であり、大工等の職種に限らず、ソフトウェアプログラマーや弁護士等の職種においても影響が予想されるので参考とされたい。

(右山研究グループ)
税理士 根本 東樹